令和6年3月1日

同窓会会員各位

東海学院大学短期大学部同窓会事務局

令和5年度 第1回総会のご案内

日頃より本会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和5年度 第1回総会を書面会議にて開催いたします。

つきましては、議案書及び資料をご確認の上、<u>反対のご意見がある場合のみ</u>「書面表決書」 にご署名及び反対意見をご記入いただき、令和6年3月31日までにご提出くださいますよ うお願い申し上げます。

議案の可決につきましては、「書面表決書」による<u>反対の意思表示がない場合は賛成とみ</u>なし、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。

なお、令和6年1月22日~令和6年2月9日に開催されました役員会(書面会議)にて、 各議案については審議済みであることを申し添えます。

記

- 1. 書面会議期間 : 今和6年3月1日(金)~令和6年3月31日(日)
- 2. 議案 : ① 東海学院大学短期大学部同窓会役員の交代について
 - ② 東海学院大学短期大学部同窓会会則の改正について

以上

【お問い合わせ・「書面表決書」のご提出先】東海学院大学短期大学部同窓会事務局(学生生活課内)

〒504-8504 岐阜県各務原市那加桐野町 2-43 電話:058-382-1148 FAX:058-383-5455 東海学院大学短期大学部同窓会 令和5年度 第1回総会

議案① 東海学院大学短期大学部同窓会役員の交代について

本学は今年、東海女子短期大学の開学より創立60年を迎えました。

同窓会役員は発足当初より 1 回生及び 2 回生の方々に務めていただいており、年々活動が難しくなっているのが現状です。そこで、本会のさらなる活性化につなげるべく、役員の交代を提案します。

本案が可決された場合、<u>現役員は令和6年3月31日をもって任期終了とし、令和6年4月1日より新</u>役員での運営となります。

なお、新役員は本学関係者と相談の上で選出しており、ご本人の了承を得ております。 何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

記

東海学院大学短期大学部同窓会 新役員(案)

| 会 長 | 藤垣 真弓 |
|------|--------|
| 副会長 | 大槻 恵子 |
| 会計監査 | 矢崎 里美 |
| 会計監査 | 藤井 美典 |
| 顧問 | 諸橋 智香子 |
| 顧問 | 松尾 美江 |

東海学院大学短期大学部同窓会 現役員

| 会 長 | 浅井 佳子 |
|-----|--------|
| 副会長 | 村瀬 素子 |
| | 片桐 恵美子 |
| | 関谷 崇子 |
| | 深尾 通子 |
| | 武冨 尚子 |

以上

※反対のご意見がある場合のみ、「書面表決書」をご提出くださいますようお願いいたします。

東海学院大学短期大学部同窓会 令和5年度 第1回総会

議案② 東海学院大学短期大学部同窓会会則の改正について

【改正の概要】

- ・第2章 第4条:事業の見直しを行い、必要事項を明記した。
- ・第4章 第8条:名誉会長を東海学院大学短期大学部学長とする。
- ・第4章 第8条:副会長を1名とする。
- ・第4章 第8条:役員の任期を2年とし、再選を妨げないこととする。
- ・第5章 第10条:総会と役員会の構成人員及び決議について明記した。
- ・第5章 第12条:役員会をもって総会に代える場合について明記した。
- ・その他、字句の統一など軽微な修正を行った。

記

東海学院大学短期大学部同窓会会則 新旧対照表

| 新 | la la |
|---|--|
| お | <u></u> |
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 本会は東海学院大学短期大学部同窓会と称す。 | 第1条 本会は東海学院大学短期大学部同窓会と称 す <mark>る</mark> 。 |
| 第2条 本会は <u>事務局を岐阜県各務原市那加桐野町</u> 2丁目43番地 東海学院大学短期大学部内に置 く。 | 第2条 本会は <u>本部を</u> 東海学院大学短期大学部内に置く。 |
| 第3条 本会は会員が互いに知識を交換し交誼を厚くかつ母校の発展の為に尽力し進んで社会文化に貢献することを目的とする。 | 第3条 本会は会員が互いに知識を交換し交誼を厚くかつ母校の発展の為に尽力し進んで社会文化に貢献することを目的とする。 |
| <u>第2章 事 業</u> | _(新設) |
| 第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 | |
| (1) 東海学院大学短期大学部との連携及び情報交 <u>換</u> | |

(2) 会報及び会員名簿の発行

(3) その他本会の目的達成上必要と認めた事項

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次に掲げるものとする。

- (1) 正会員 東海女子短期大学及び東海学院 大学短期大学部卒業生
- (2) 賛助会員 東海学院大学短期大学部現旧教職員及び母校に特に関係のある者で総会の議決により推薦した者。
- 第<u>6</u>条 <u>本会員</u>でこの会の体面を傷つける様な行為 のあった時には役員会の議決により除名すること ができる。
- 第<u>7</u>条 <u>本会員</u>で住所<u></u>氏名等を変更した時はただ ちに本会に届けなければならない。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は次にあげるものとする。

- 正会員 東海女子短期大学及び東海学院 大学短期大学部卒業生。
- 2. 賛助会員 東海学院大学短期大学部現旧教職員及び母校に特に関係のある<u>もの</u>で総会の議決により推薦したもの。
- 第<u>5</u>条 <u>本会</u>でこの会の体面を傷つける様な行為の あった時には役員会の議決により除名することが ある。
- 第<u>6</u>条 <u>会員</u>で住所<u>職業</u>氏名等を変更した時はただ ちに本会にとどけなければならない。

第<u>4</u>章 <u>役 員</u>

第<u>8</u>条 本会に次の役員を<u>置き、その選出方法は次</u> <u>の通りとする</u>。

- (1) 名誉会長 1名 東海学院大学短期大学部 学長を推薦する。
- (2) 会 長 1名 総会で正会員の中から選 出する。
- (3) 副 会 長 <u>1</u>名 総会で正会員の中から選 出する。
- (4) 会計監査 2名 総会で正会員の中から選出する。
- (5) 幹 事 若干名 正会員の中から各回期生 毎に選出する。
- (6)会 計 若干名 幹事の中から互選する。
- (7)書 記 若干名 幹事の中から互選する。
- (8)顧 問 若干名 幹事の中から互選する。

第3章 総 会

第<u>7</u>条 本会に次の役員を<u>置く。執行部に次の役員</u> と執行委員を若干名おく。

- 1. 名誉会長 1名
- <u>2.</u>会 長 1名
- 3. 副 会 長 2名
- <u>4.</u> 会計監査 2名
- **5.** 幹 事 若干名
- <u>6.</u>会 計 若干名
- <u>7.</u>書 記 若干名
- 8. 顧 問 若干名

2 名誉会長、顧問を除く役員の任期は原則2年とし、再選を妨げない。

また、後任者が決定するまでは、引き続きその 職務を行うものとする。

(削除)

第9条 各役員の任務は、次の通りとする。

- (1)会 長 本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計監査 会計を監査する。
- (4)幹 事 会務を処理する。
- (5) 会 計 この会の金銭出納帳に関する一 切のことを処理する。
- (<u>6</u>) 書 記 本会全般にわたる事務を処理する。
- (7)顧 問 会長の諮問に応じて意見を述べ る。

第<u>5</u>章 会 議

第10条 会議は総会、役員会とする。

2 総会は正会員で構成する。ただし、必要に応じて他の者を出席させることができる。

(新設)

第8条 役員は次の方法により決める。

- 1. 名誉会長 東海学院大学短期大学部学長が 推薦する。
- 2. 会 長 総会で正会員の中から選ぶ。
- 3. 副 会 長 総会で正会員の中から選ぶ。
- 4. 会計監査 総会で正会員の中から選ぶ。
- 5. 幹 事 正会員の中から各回期生、各ク ラス毎に2名を選ぶ。
- 6.会計 幹事の中から互選する。
- 7. 書 記 幹事の中から互選する。
- 8. 顧 問 現職員の中から委嘱する。

第9条 各役員はそれぞれ次の勤めを持つ。

- 1. 会 長 本会を代表し会務を総理する。
- 2. 副 会 長 会長を補佐し会長事故ある時は その職務を代行する。
- 3. 会計監査 会計を監査する。
- 4. 幹 事 会務を処理する。
- <u>5.</u> 会 計 この会の金銭出納帳に関する一切のことを処理する。
- <u>6.</u>書 記 本会全般にわたる事務を処理する。
- <u>7.</u> 顧 問 会長の諮問に応じて意見を述べる。

第4章 会議

第10条 会議<u>を分けて定期総会、臨時総会</u>、役員 会とする。

(新設)

- 3 役員会は会長、副会長、会計監査、幹事、会 計、書記、顧問で構成する。ただし、必要に応 じて他の者を出席させることができる。
- 4 総会及び役員会の決議は、出席した正会員の 過半数による。
- 第11条 総会は最高の決議機関で、<u>役員会の決議</u> 又は正会員の過半数の要求により会長が招集す る。
- 第12条 総会は次のことを行う。
 - (1)会務の報告
 - (2)会則の変更と改正
 - (3) 決算承認及び予算決議
 - (4) その他重要事項
- 2 ただし、やむを得ない事情がある場合は、役 員会をもって総会に代えることができる。な お、役員会で協議された重要事項は会報等で正 会員に周知し、周知の日から3ヶ月以内に正会 員の三分の一以上からの異議がない場合は、承 認されたものとする。

(新設)

(新設)

- 第 11 条 総会は最高の決議機関で<u>原則として5年</u> 毎東海学院大学短期大学部の記念式典日又は前後 に開く。
- 第12条 総会は次の事を行う。
 - 1. 会務の報告
 - 2. 会則の変更と改正
 - 3. 決算承認及び予算決議
 - 4. その他重要事項

(新設)

(削除)

<u>第5章 事 業</u>

- 第13条 本会の第3条の目的を達成する為、次の 事業を行う。
 - 1. 会報及び会員名簿の発行
 - 2. その他の必要な事項

第6章 会 計

第 13 条 本会の経費は会費その他の収入を以ってあてる。

第 <u>14</u>条 本会員は入会費として 1,000 円、<u>終身</u>会 費として 5,000 円を<mark>卒業時に</mark>納入する。<u>ただし、</u> 第6章 会 計

- 第14条 本会の経費は会費その他の収入を以ってあてる。
- 第<u>15</u>条 本会員は入会費として<u>金</u>1,000円、<u>永年</u> 会費として<u>金</u>5,000円を納入する。

すでに同窓会員である者が再度入学し卒業した場 合は、入会金、終身会費の納入を免除する。 2 災害等により被災した学生から申請があった (新設) 場合は、審議の上、入会金、終身会費の納入を免 除できる。 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年 第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年 3月31日に終わる。 3月31日までとする。 附 則 1. この会則は昭和 43 年 4 月 1 日から実施 │ 附 則 1. この会則は昭和43年4月1日から実施 する。 する。 附 則 2. この会則は平成6年4月1日から一部 附 則 2. この会則は平成6年4月1日から一部 改正する。 改正する。 附 則3. この会則は平成20年4月1日、校名変 附 則 3. この会則は平成 20年4月1日、校名変 更により、一部改正する。 更により、一部改正する。 附 則 4. この会則は平成 24 年 4 月 1 日、一部改 │ 附 則 4. この会則は平成 24 年 4 月 1 日、一部改 正する。 正する。 附 則 5. この会則は令和 6年4月1日、一部改 (新設)

以上

※反対のご意見がある場合のみ、「書面表決書」をご提出くださいますようお願いいたします。

正する。

書 面 表 決 書

令和6年 月 日

住所:

氏名(自署):

私は、令和 5 年度 第 1 回 東海学院大学短期大学部同窓会総会における下記議案について、次のとおり表決します。

| 議案 | 賛 否 |
|----------------|----------|
| ① 同窓会役員の交代について | 賛成・反対 |
| ② 同窓会会則の改正について | 賛 成・ 反 対 |

【 意 見 】 ※ ご意見がありましたらご記入ください。

- (注) 1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに○印を付けてください。
 - 2. 反対の場合のみご提出ください。
 - 3. 「賛成」・「反対」の両方に〇印がある場合、両方に〇印がない場合、及びご提出がない場合には、その議案について賛成とみなします。

【お問い合わせ・ご提出先】 東海学院大学短期大学部同窓会事務局 (学生生活課内)

〒504-8504 岐阜県各務原市那加桐野町 2-43 電話:058-382-1148 FAX:058-383-5455